

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から10月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受領した後、決定通知にてお知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～10月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

両方を受給することは出来ません

邑楽町から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります
令和5年6月1日時点で邑楽町に住民登録
がある非課税世帯へ確認書が送付されます。

対象者には7月中に送付します

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請締切：令和5年10月31日（火）

令和5年6月1日時点で邑楽町に住民登録
があり、該当する方は申請してください。

【申請書配布先】邑楽町役場 福祉介護課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、邑楽町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、邑楽町役場福祉介護課に返信してください。



【確認事項】

- ①世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けていないか。
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか。
- ③記載された給付金振り込み先口座に誤りがないか。(記載がない・変更がある場合必要書類の添付が必要)

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に邑楽町役場福祉介護課に返信してください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から10月までの平均した1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(邑楽町の場合)単身の場合：93万円以下、扶養親族が1人の場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに邑楽町役場福祉介護課の窓口にご提出ください。



! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

邑楽町役場 福祉介護課

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口



0276-47-5022

受付時間 平日 8:30~17:15

(土日・祝祭日を除く)